

西東京市

子育て支援 ショートステイ

郵送申請の手引き

ショートステイの申請は、通常、窓口のみで受け付けていますが、一定の条件を満たしている方はメール・FAXと郵送による申請もできます。

「郵送申請の手引き」は郵送申請の方法のみの説明となっております。

子ども家庭課

住所 西東京市住吉町6-15-6 住吉会館2階
電話 042-425-3303 FAX 042-422-5375
受付日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00
※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始は受付していません。

R7.7月

郵送申請の対象者

★下記の①②のすべてを満たす方については、メールまたはFAXによる【郵送申請】が可能です。

①申請する利用希望日が、前回の利用から6か月以内のお子さま

※6か月以内の例

利用希望日：10月7日 最終利用日：4月7日 …郵送申請ができます。

利用希望日：10月7日 最終利用日：4月1日 …郵送申請はできません。

②前回の利用から、体調や日常の生活状況に大きな変化のないお子さま

※初めての利用となるお子さま、6か月以上ご利用のないお子さまは、
郵送申請はできません。

★郵送申請の場合、窓口申請とは異なる点がありますので、利用方法をよくご確認ください。

郵送申請による申請の流れ

★郵送申請によるショートステイご利用の手順は、以下のとおりです。ご不明な点は、子ども家庭課（☎042-425-3303）までお問い合わせください。

1、空き状況の確認

★利用希望日の空き状況を、

お電話（子ども家庭課☎042-425-3303）でご確認ください。（メールやFAXによる空き状況の確認はできません。）

電話受付時間：月～金曜日：9:00～17:00

※祝日・年末年始は除きます。

※空き状況の確認をただけでは、予約は確定しません。

※「2、予約」までの間に、空きが埋まってしまう場合もあります。あらかじめご了承ください。

◎利用希望日の前月1日から確認ができます。

◎空き状況の確認をしなくても「2、予約」はできますが、利用希望日に空きがない場合、予約をお断りすることになるため、電話でのご確認をおすすめします。

2、予約

★メールまたはFAXで利用予約をしてください。利用枠が一時的に確保されます。

◎送信先

・メール：kateishien@city.nishitokyo.lg.jp

※有害メールとして削除されるおそれがありますので、添付ファイルはつけないでください。

・FAX：042-422-5375

◎メール、FAXの件名は、「ショートステイ利用予約」としてください。

◎メール、FAXには下記の必要事項を明記してください。

- ①保護者（申請者）の方の氏名
- ②利用されるお子さまの氏名と年齢
- ③利用開始希望日、利用開始希望時刻
- ④利用終了希望日、利用終了希望時刻
- ⑤保護者の方の電話番号

※日中連絡のとれる番号

- ⑥メールアドレス（FAXによる予約の場合はFAX番号）

◎予約可能期間は、「利用希望日の前月1日」から「利用希望日の14日前」までです。

※「《郵送申請ができる方》」に該当しない場合は、メール・FAXによる予約はできません。
窓口にて申請をしてください。

★子ども家庭課で予約のメールまたはFAXの受信を確認できれば、予約を受け付けることが出来ますが、メールやFAXの不着によるトラブルを避けるため、予約のメール・FAXを送信後、受信確認（メールやFAXが届いたことを確認）のお電話（子ども家庭課☎042-425-3303）のご協力をお願いします。

※送信誤り、通信障害その他の理由によってメールやFAXが子ども家庭課へ届かなかった場合、予約をお受けすることができませんので、送信先をしっかりと確認してください。

電話受付時間：月～金曜日：9:00～17:00

※年末年始・祝日は除きます。

3、子ども家庭課より、予約成立のご連絡

★予約のメールまたはFAXの受信後、子ども家庭課から予約成立のご連絡をメールまたはFAXでいたします。

4、申請書の提出

- ★利用希望日の 10 日前までに、
申請書一式を郵送または持参によりご提出ください。

＜ナザレットの家ご利用の場合＞

- ①ショートステイ申請書
- ②健康カード
- ③利用計画書
- ④食事状況聞き取り書
- ⑤災害ダイヤル連絡先
- ⑥服薬依頼書（利用当日に服薬が必要な場合）

＜聖ヨゼフホーム＞

- ①ショートステイ申請書
- ②健康カード
- ③利用計画書
- ④服薬依頼書（利用当日に服薬が必要な場合）

- ◎申請書、健康カード等は西東京市ホームページからダウンロードできます。
市ホームページURL　：　<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

※利用日（初日）の 10 日前までに提出されない場合、提出物や記載事項に不足があった場合、
予約も取り消されますのでご注意ください。

◎提出先住所

〒202-0005　西東京市住吉町6－15－6　住吉会館2階
西東京市子ども家庭課　ショートステイ担当　宛

- ・持参による提出の受付時間は平日（月～金曜日）の 9:00～17:00 です。
　※祝日・年末年始は除きます。
　※郵送の場合、10 日前の消印があれば有効となります。

5、利用料の納付

★申請書の受理後、子ども家庭課から「利用承諾・不承諾通知書」を郵送いたします。「利用承諾書」の封筒に「納付書」が同封されています。「納付書」に従い利用日の前日までに利用料をお支払いください。

※指定された銀行・市役所の現金取扱窓口・子ども家庭課窓口にて、現金払いとなります。（振り込みでのお支払いはできません）

※入金が確認できない場合、ショートステイ利用ができなくなる場合があります。

6、ご利用当日

★ご利用当日、お預かりする施設（ナザレットの家または聖ヨゼフホーム）まで、お荷物と食費を持ってお子さまを送ってください。

※服薬中のときは、お子さまの自己管理にならないよう、薬と処方箋を保護者の方が直接、施設職員にお渡しください。

★当日施設に伝えること

◎お子さまの健康状態

※お子さまの健康状態によってご利用いただけない場合があります。

◎当日(宿泊の場合、利用最終日)の、お迎え時間、お迎えに来る方

キャンセル・変更

- ★利用のキャンセルや変更がある場合、
子ども家庭課（042-425-3303）に連絡をしてください。

※メール、FAX での取り扱いはできません。

※電話や窓口でのお申し出がない場合、納付済みの利用料の還付（返還）が受けられなかったり、還付額が減額されたりする場合があります。

- ★子ども家庭課の窓口で、
子育て支援ショートステイ利用辞退届を提出していただきます。

★キャンセル手続きの際、必要になるもの
申請者名義の銀行口座の通帳（振込先がわかるもの）
※利用料金のお返しがある場合、市から申請者の口座へ振り込みにて返金となります。

- ★キャンセル料について



- ◎利用日前日の 17 時までにご連絡をいただけますと、利用料全額を返金することができます。

※日曜日がご利用予定日の場合、2 日前の金曜日までにご連絡ください。

- ◎それ以後及び当日のキャンセルは、利用料の半額のための返金となります。

- ◎利用開始時間を過ぎてからのキャンセルについては、利用料の返金できません。